

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止 に関する条例の一部改正

(施行日 平成30年4月1日)

改正の概要

のぞき見・盗撮の適用場所の拡充(第3条卑わいな行為の禁止)

特定かつ多数の者の用に供される場所又は乗物における、のぞき見、盗撮、
盗撮準備行為の禁止の新設

現行規則

不特定かつ多数の者の用
に供される場所(公共の場
所)又は乗物(公共の乗物)
における、痴漢、のぞき見、
盗撮等の禁止

追加規則

教室、事務所、貸切用の
バスなど特定かつ多数の者
の用に供される場所又は乗
物における、のぞき見、盗
撮等の禁止

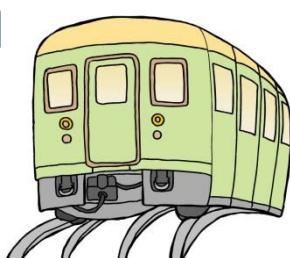


駅



学校

電車



スクールバス



※ みだりに、衣服等で覆われている他人の下着若しくは身体をのぞき見、盗撮等を行った場
合、取締りの対象となります。

栃木県警察本部

嫌がらせ行為の規制の拡充・類型化(第7条嫌がらせ行為の禁止)

「うろつく行為」、「監視していると思わせるような事項の告知」、「面会等の義務のないことの要求」、「電子メール送信等(SNSの送信を含む。)」の禁止規定の新設。

現行規則

追加規則

- つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、見張り、押しかけ
- 著しく粗野又は乱暴な言動
- 汚物、動物の死体等の送付
- 名誉を害する事項の告知
- 性的羞恥心を害する事項の告知
- 無言電話、連続電話等

- つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、見張り、押しかけ、**うろつき**
- **監視していると思わせる事項の告知**
- **面会等の義務のないことの要求**
- **無言電話、連続電話、電子メールの送信等(SNSの送信を含む。)**

※ 取締りの対象となる嫌がらせ行為の規制が、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に準じて、拡充・類型化されます。

※ 特定の者に対し、嫉妬等の感情を充足する目的で、拒まれたにもかかわらず、反復して行った場合、取締りの対象となります。

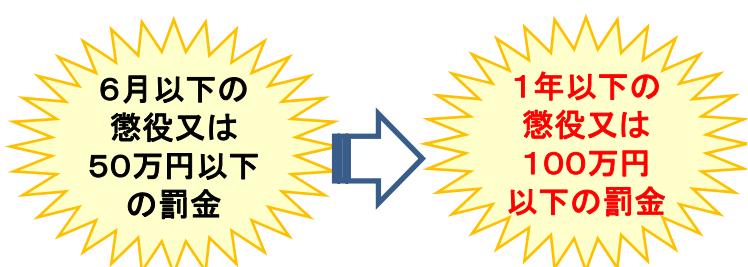
罰則の強化(第9条罰則)

現行

改正後

第3条 卑わいな行為、第7条 嫌がらせ行為の罰則を強化

※ 改正条例は、**平成30年4月1日**から施行されます。



常習



第7条を追加

